

令和 2 年 度

財 政 健 全 化 審 査 意 見 書
経 営 健 全 化 審 査 意 見 書

い な べ 市 監 査 委 員

い監査第 63 号
令和3年8月16日

いなべ市長 日沖 靖 様

いなべ市監査委員 二宮 敏夫
いなべ市監査委員 伊藤 智子

令和2度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に関する審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行ったので、別添のとおり意見を提出する。

目 次

財政健全化審査意見書

| | |
|----------------|---|
| 1 審査の対象 | 1 |
| 2 審査の期間 | 1 |
| 3 審査の方法 | 1 |
| 4 審査の結果 | 1 |
| (1) 総合意見 | 1 |
| (2) 個別意見 | 2 |
| (3) 是正改善を要する事項 | 2 |

経営健全化審査意見書

| | |
|----------------|---|
| 1 審査の対象 | 3 |
| 2 審査の期間 | 3 |
| 3 審査の方法 | 3 |
| 4 審査の結果 | 3 |
| (1) 総合意見 | 3 |
| (2) 個別意見 | 4 |
| (3) 是正改善を要する事項 | 4 |

令和2年度財政健全化審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により算定された令和2年度決算における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和3年7月21日から令和3年8月13日まで

3 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された令和2年度決算における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、各会計の歳入歳出決算書、関係書類等と照合するとともに、関係職員から説明を聴取し審査を行った。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

| 健全化判断比率 | 令和2年度 | 平成31年度 | 平成30年度 | 早期健全化基準 |
|------------|-------|--------|--------|---------|
| ① 実質赤字比率 | － % | － % | － % | 12.85 % |
| ② 連結実質赤字比率 | － % | － % | － % | 17.85 % |
| ③ 実質公債費比率 | 8.0% | 7.5% | 7.2% | 25.0 % |
| ④ 将来負担比率 | 11.4% | 26.3% | 25.3 % | 350.0 % |

※①②は、実質赤字及び将来負担は生じていないため「－」と表記した。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和2年度の実質赤字比率は、実質収支額が黒字であったため、該当比率の値はなし（表記は「-」）となる。結果、早期健全化基準の12.85%を大幅に下回り、良好な状態であると認められた。

② 連結実質赤字比率について

令和2年度の連結実質赤字比率は、実質黒字又は資金剰余の状況であったため、当該比率の値はなし（表記は「-」）となる。結果、早期健全化基準の17.85%を大幅に下回り、良好な状態であると認められた。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は該当年度を含む過去3か年の平均値であり、単年度の比率は1.1ポイント上昇している。平成30年度からの3か年平均値は、昨年度の実質公債費比率に比べ0.5ポイント上昇し、令和2年度は8.0%となった。なお、早期健全化基準の25.0%を大幅に下回り、良好な状態であると認められた。

④ 将来負担比率について

令和2年度の将来負担比率は11.4%となった。今後の将来負担額の上昇に注視する必要があるが、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを大幅に下回ったため良好な状態であると認められた。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特になし。

令和2年度経営健全化審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により算定された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

令和2年度いなべ市水道事業会計
令和2年度いなべ市下水道事業会計

2 審査の期間

令和3年7月21日から令和3年8月13日まで

3 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された令和2年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、各会計の歳入歳出決算書、関係書類等と照合するとともに、関係職員から説明を聴取し審査を行った。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

資金不足比率

| 公営企業会計 | 令和2年度 | 平成31年度 | 平成30年度 | 経営健全化基準 |
|---------|-------|--------|--------|---------|
| 水道事業会計 | － % | － % | － % | 20.0 % |
| 下水道事業会計 | － % | － % | － % | 20.0 % |

※ 資金不足は生じていないため、資金不足比率は「－」で表記した。

(2) 個別意見

水道事業会計並びに下水道事業会計の令和2年度における資金不足比率は、それぞれの会計において資金不足額が生じていないため、当該比率の値はなし（表記は「－」）となる。したがって経営健全化基準の20.0%を大きく下回り、良好な状態であると認められた。地方公営企業法を適用した会計であり今後も良好であることを期待する。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。